清須市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月

清須市教育委員会

目　　次

１．　計画の趣旨・現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．　目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３．　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４．　実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・・・　２

５．　関連する取組、今後のフォローアップについて　・・・　５

１　計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

清須市では、令和６年 12 月に「清須市第３次総合計画」及び、令和７年３月に「第３次清須市教育大綱」を策定した。その中で「学校教育の充実の目指す姿」として「教育環境の充実により、児童・生徒一人ひとりの学びへの意欲が高まり、未来社会を主体的に切り拓く資質と能力がはぐくまれているまち」「人のふれあい、地域の『はぐくみ』を大切にした教育」を掲げている。こうした児童・生徒を育成するためには、学校の教育職員が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備することが必要不可欠である。

そこで、「学校における働き方改革のさらなる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「高度専門職である教師の職務の重要性にふさわしい処遇改善」を整えるために本計画を策定した。

（２）本市の現状

○本市では、令和３年４月に所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「清須市立小中学校管理規則第36条業務量の適正な管理」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

	年平均	月４５時間を上回る割合	月８０時間を上回る割合
小学校	月 29.9 時間	17.5%	1.3%
中学校	月 44.0 時間	43.6%	17.3%

○時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校は 17.5%、中学校は 43.6%と多くなっている。小中学校ともに学年・学級事務や行事の準備、成績処理などの業務分担が大きくなっており、また、中学校においては部活動指導も時間外在校等時間が増えている要因の一つとなっている。そのため、これまでの同僚性に基づいた取組だけではなく、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を実施しながら、教育職員の業務負担を減らしていく必要がある。こうして、教育職員一人一人の時間的な余裕を生み出すことが、より質の高い教育の提供につながっていくと考える。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき、本計画を策定するものである。

２　目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

（１）時間外在校等時間に関する目標

○１箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100％にする。

○１年間における１箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和６年度の数値】

○年間の年次休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。【14.5 日】

○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10％未満まで減少させる。【11.7％】

○ストレスチェックにおける健康リスクの値を全国平均（100）以下とする。【82】

○教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きやすさ・働きがいを実感（学校評価アンケート等で 80％以上の教育職員が肯定的に回答）できることを目指す。

３　計画の期間

令和８年度～令和 11 年度

＊ただし、必要に応じて取り組み内容を整理し、更新していく。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・学校地域協働本部やコミュニティースクール（以下、「ＣＳ」という）（学校運営協議会）などを通じて、交通指導員、保護者、地域住民等による通学路での児童・生徒の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間における校外の見回り、児童・生徒が補導されたときの対応

・放課後から夜間における見回りについては、見守りボランティアや字ごとに行っている防犯パトロールに委ねることとする。

・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負う。

◇学校徴収金の徴収・管理

・学校徴収金での支払い（教材費等）をすべて口座振り込みとし、原則、校内での現金管理を行わないものとする。

◇保護者からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

・令和 11 年度までに、直接苦情等に対応するスクールロイヤー・相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・学校事務体制の強化のため、令和 11 年度までに市採用による会計年度任用職員による事務職員の配置を整備する。

◇学校プール（水泳指導を含む）や体育館等の施設・設備の管理、清掃業務・整備

・学校プール管理、水泳指導の外部委託を今後検討していく。

・体育館の管理業務、校舎等の清掃業務について外部委託を今後検討していく。

◇部活動

・中学校部活動改革を進めるとともに、令和 11 年度までに、原則、休日の部活動の地域展開・地域連携を実現し、部活動指導員の配置拡充等も進める。

ウ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

・授業準備や採点作業等を補助する校務支援員を全校に配置する。

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内

会議（いじめ・不登校対策委員会やケース会議）への参加目標を５０％とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年２回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

○各学校の教育課程における年間総授業時間数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

○当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しなど、日課表の工夫を行う。

○デジタル技術の活用により、出退勤管理や会議などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検結果を愛知県平均得点（R６年度 380.7 点）以上にする。

○勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和 11 年度までに全校に設置する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

○１箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施する。

○11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

○ストレスチェックの実施率を 100％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

○心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

○年次休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

○令和８年度中に、学校における定時退校日を月４回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間に７日間程度の一斉閉校期間の設定を行う。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

○取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況及び平均を把握し、毎年度、年度末の教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。

○学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

○時間外在校等時間にかかる目標（２「目標」）の達成状況については、市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

○教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られたときには、該当学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

○各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

○保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域住民に対して、「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。